

認定NPO法人、仮認定NPO法人に対する監督等

1 認定NPO法人、仮認定NPO法人に対する報告及び検査

(1) 所轄庁は、認定NPO法人、仮認定NPO法人（以下、認定NPO法人等）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるとときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（NPO法（以下、法）第64条第1項）。

(2) 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるとときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法第64条第2項）。

2 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

(1) 所轄庁は、認定NPO法人等について、4（2）の認定又は仮認定（以下、認定等）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法第65条第1項）。

(2) 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、4（2）（「認定、仮認定を受けるための要件」の（3）は除きます。）の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法第65条第2項）。

(3) 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記（1）又は（2）の規定による勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法第65条第4項）。

(4) 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記（1）若しくは（2）の勧告又は（3）の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法第65条第3項～第6項）。

3 その他の事業の停止

- (1) 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法第66条第1項)。
- (2) 所轄庁は、上記(1)の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法第66条第2項、第65条第5項～第6項)。

4 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

- (1) 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消さなければなりません(法第67条第1項、第3項)。
- ①欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。)のいずれかに該当するとき
 - ②偽りその他不正の手段により認定、仮認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ③正当な理由がなく、上記2(3)の命令又は3(1)のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④認定NPO法人等から認定又は仮認定の取消しの申請があったとき
- (2) 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法第67条第2項、第3項)。
- ①「認定、仮認定を受けるための要件」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ②事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、情報公開義務に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③上記(2)①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

《参考》 認定要件（抜粋）

- (3) 運営組織及び経理が適切であること
- (4) イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
 - ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行なう者等に寄附を行っていないこと
- (7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

《参考》 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと(法第47条)

- ① 役員のうち、次のイからニのいずれかに該当する者がある
 - イ 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
 - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
 - ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定等の取消しの日から 5 年を経過しない
 - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
 - ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない
 - ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない
 - ⑥ 次のイ、ロのいずれかに該当する法人
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基になった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第2条第13号の収益事業を言います。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります（租税特別措置法第66条の11の2第3項～第5項）。

（注）収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額をいいます。

《参考》 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法第57条第1項、第61条）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法第51条第4項の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
 - ロ 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法第63条第1項の認定を経ずにその効力を生じたとき（法第63条第4項の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
 - ハ 認定NPO法人等が解散したとき
 - ニ 仮認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき
- なお、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示します（法第57条第2項）

5 罰則

法の規定に違反した場合には、以下の（1）～（3）の罰則が設けられています。

（1）6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、仮認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法第77条）。

（2）50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法第78条、第79条）。

①認定NPO法人又は仮認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は仮認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法第50条第1項、第62条、第78条第2号、第4号）

②不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は仮認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法第50条第2項、第62条、第78条第3号、第5号）

③正当な理由がないのに、上記2（3）の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法第65条第4項、第78条第6号）

④正当な理由がないのに、上記3（1）の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法第66条第1項、第78条第7号）

（3）20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法第80条）。

①認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法第52条第1項、第53条第1項）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第80条第3号）

②認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法第54条第1項～第4項）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条第4号）

③事務所が二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法第49条第4項、第53条第4項）又は事務所が二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法第52条第2項）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法第55条第1項、第2項）に違反して、提出しなければならない書類の提出を怠ったとき（法第80条第5号）

④上記1（1）若しくは（2）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第80条第10号）